(2) 助成対象経費であっても助成できない場合の一例

あくまでも一例です。よくある事例のみ掲載しています。



ア 実績報告書や実績報告の添付書類() 不備・不足がある場合	認ができない場合、帳票類の宛名・日付・内容等に不備がある場合、押印漏れ、等 ※ 契約書・納品書・請求書の内訳が「一式」の記載のみの場合、明細の確認ができないため、助成対象とできない。 ※ 委託内容の一部(例えば動画制作費のうちの編集費、等)を助成対象とする場合でも、その委託契約内容の全ての請求内訳が必要。
イ 事業の実施状況が確認できない場合	出展・資材・販促物等の実施・使用・数量を写真等で(オンライン出展・EC サイト出店・自社 web サイトの公開は web 上で)確認できない場合、明細書と写真等が一致しない場合、出展展示会の会場図等に出展者(助成事業者)名の記載が確認できない場合、等
ウ 助成事業者名義の口座を通じた金融振込払いを行っていない場合	・助成事業者名義の通帳で支払いの確認ができない場合、法人の助成事業者が個人名義の口座(代表者の個人口座等)を通じて振り込んだ場合、「Ⅳ 3 経費の支払い方法」(p23)の特例条件を満たしていない現金やクレジットカードによる支払い、等
エ 契約から支払い・決済までの一連の 助成対象期間中に行われていない場	
オ 関連会社へ委託した場合	自社と資本関係のある会社(親会社・子会社・グループ企業等)、 助成事業者の役員等(これに準ずる者を含む)が経営又は兼務 している会社、代表者の親族(三親等以内)・代表者の親族が経 営する会社等へ委託した場合、等 ※「会社」には個人事業者、法人及び団体等を含む。
カ 再委託が行われている場合	助成事業者が委託した業者からさらに別業者へ、業務の全部又 は主要な業務が委託されている場合
キ 代理店等を介して契約・実施・支払 場合	いを行った 展示会主催者以外への出展申込、広告代理店やコンサルティング会社への小間装飾・印刷物制作・動画制作等の委託、等※「広告掲載」も発行元との直接契約に限る。
ク 生業又は主要業務としない業者等、I 外へ委託した場合	専門業者以 委託した業務が主たる業務であることを委託先業者の自社 web サイト (一般公開されているもの) から確認できない場合、代行業者や「シェアリング・プラットフォーム」等の共同利用サービス業者を介して委託した場合、等 ※限定公開ページや他社サイト上の紹介、SNS等ではなく、委託先業者の自社 web サイトで主業務として明記されていること
ケ 対外的に自社の業務と謳っている。 委託している場合	ものを外部 印刷業務を受託しているデザイン会社や印刷会社による印刷物制作費の申請、動画制作会社による動画制作費の申請、建築・設計会社やブースデザイン会社・施工会社による資材費の申請(主催者指定のオプション装飾費を除く)、等
コ 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な場合	

支払いに関するルールは「IV 4 実績報告時に必要な支払い関係書類一覧」(p24)を参照してください。

